

折込広告取扱基準

日本新聞協会に加盟する新聞社とその販売店は、折込広告の社会的影響を考慮し「新聞折込広告基準」を設けています。これに基づき、下記に該当する折込広告はお取り扱いできませんのでご了承ください。

- ① 広告主の所在地、事業所名または責任者名が記載されていないもの。広告主の意図する内容が不明確で意味、目的が分からないもの。
- ② 虚偽誇大な「最高・最大級表現」や「断定的な表現」を事実の裏付けなく用いたもの。
- ③ せん情的な文言や写真、図案等を使用したものや暴力や犯罪を肯定、礼賛する表現など社会風紀を乱すもの。また反社会的な表現の広告。
- ④ 不動産広告は、「不動産の表示に関する公正競争規約」による表示すべき必要な記載事項が欠けているもの。
- ⑤ 人の募集の広告で、広告文中に募集者の従事する職種および求人者の業種、住所、氏名、連絡先等必要な表示事項が明示されていないもの。
- ⑥ 名誉毀損、プライバシーの侵害、信用毀損、業務妨害となるおそれがある表現のもの。
- ⑦ 公職選挙候補者が選挙運動期間中に行う文書活動。また選挙運動期間前でも事前運動とみなされるもの。ただし、「公職選挙法」の要件を備えているものは除く。
- ⑧ 病院、診療所、医業、歯科医業やあんま師、はり師、きゅう師、柔道整骨師の広告は、医療法、薬事法等の関係法規によって定められた事項以外の記載があるもの。
- ⑨ 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器等の広告は、「医薬品等適正広告基準」の範囲を超える表現のあるもの。
- ⑩ 「景品表示法」に抵触するもの。
- ⑪ その他関係諸法規に違反、または違反のおそれがあるもの。
- ⑫ 非科学的、または迷信に類するもので、消費者を迷わせたり不安を与える表現のあるもの。
- ⑬ 政治問題について極端な主義主張を述べたものや係争中の問題について一方的な主張を述べたもの。
- ⑭ 新聞と紙面や体裁が類似のもの。また著作権に触れると判断されるもの。
- ⑮ 新聞発行本社および新聞本紙自体の信用や品位を損なうと思われるもの。新聞販売店の営業活動に支障、または不利益になると判断されるもの。

以上に限らず判断が難しいものは、諸関係機関の指導・協議により決めさせていただきます。

受付上のご注意とお願い

1. 折込広告の内容は上記の「折込広告基準」によってお願い致します。
2. 原則として折込料金は受付時にお支払いをお願い致します。
3. 新聞店配送後のご解約は固くご遠慮させていただきます。

当社をご利用くださる皆さまの身になって、正確な新聞部数により、ムダなく、しかも効率の良い広告活動が行えるよう、細心の注意を払ってお取り扱いさせていただきます。しかし、新聞の配達部数は毎日変動しており、ご依頼いただいた枚数に多少の過不足が生じることがございます。この点をご理解いただき、ご了承賜りますようお願い致します、

〒381-0024 長野市南長池138
株式会社長野県折込広告センター
TEL 026-268-4566